

令和2年2月25日
宇 城 市

宇城市内でのイベント等の開催の取扱いについて（通知）

令和2年2月20日付けで厚生労働省が発出した「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」、及び令和2年（2020年）2月21日付けで熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長が発出した「新型コロナウイルス感染症に伴う県主催行事の開催について」を受け、宇城市内で開催される各種イベント等（以下、「イベント」という。）の開催に関する指針を下記のとおり定めます。

宇城市内で開催するイベントの主催者にあっては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、下記指針を参考に開催を決定されるようお願いいたします。

なお、本指針は新型コロナウイルス感染症の今後の広がりや重症度の変遷を受けて、厚生労働省や熊本県等による方針の変更等があった場合、適宜見直すこととします。

記

1. 不特定多数の参加が見込まれる屋内での市主催及び市が関与する実行委員会主催のイベントについては、原則として延期もしくは中止することとします。
ただし、参加者が限定され、かつ実施日の変更や中止が困難なものは、主催者が感染予防に必要な対策がなされている場合に限り、実施可能とします。
なお、市内小中学校で開催する卒業式については、原則として卒業生とその保護者、及び教職員のみでの出席による開催とします。
2. イベントを開催する場合は、来場者に対し手洗いを勧奨し、会場内においてはアルコール消毒薬等の適所設置に努めるとともに、風邪のような症状のある人に対し参加をしないよう依頼すること等、感染拡大の防止に向けた対策に万全を期していただきますようお願いいたします。
なお、万全な対策が困難な場合は、延期もしくは中止を検討してください。
3. 延期または中止する場合、参加者等への周知徹底を図ってください。
4. この指針について、当分の間（今年度内を目途）とします。

以上